

# にいがた住まい環境基本計画推進有識者会議要綱 改正概要

## 1. 要綱の概要

新潟市の住宅事情及び住宅を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、本市の住宅政策を的確に推進するにあたり、有識者等からの意見を聴取するため、有識者会議（以下「会議」という。）を開催するにあたり諸事項を定めるもの。

## 2. 改正の概要

### （1）会議名称及び開催要綱題名の修正

会議で有識者から意見を聴取する事項が「にいがた住まい環境基本計画」に限らず多岐にわたることから、会議名称を「にいがた住まい環境基本計画推進有識者会議」から「新潟市住宅政策推進有識者会議」に変更し、それに伴い要綱の題名を変更するもの。

### （2）所管事項の修正

「にいがた住まい環境基本計画」を「新潟市住生活基本計画」に改めることに伴い、所管事項に記載の名称を変更し、また、新潟市マンション管理適正化推進計画の策定に伴い、所管事項に追加するもの。

### （3）WEB会議の取扱いの追加

本会議をWEBで行う場合に際し、取扱いを定めるもの。

## 3. 改正年月日

令和5年4月1日施行